

ピックアップ

イベント & ニュース

多彩な講座を開催 公民館のイベント情報



公民館やコミュニティセンターは、生涯学習、文化活動、レクリエーション、ふれあい、交流などの場として利用できる施設です。市内には中央公民館のほかに、中村地区センター、早園地区センター、吉岡地区センター、綾南地区センター、北の台地区センター、寺尾いずみ会館、南部ふれあい会館があり、使える設備などもさまざまです。

また、年間を通してあらゆる世代を対象に講座を開催しています。内容は広報あやせに随時掲載しているので、興味がある講座に参加してみませんか。

申は、原則、講座名、氏名、電話番号を中央公民館へ☎77・8181、**FAX** 79・0141か**MAIL** kouza@aya-se-manavi.net

※施設は休館中ですが、申し込みや問い合わせなどは受け付けています

子育てサロン「ひよこサロン」

～乳幼児の応急手当教室～



乳幼児に起こりやすいけがなどの応急手当を学びます。他に体操、手遊び、歌などを行います。

時 5月28日(木) 10時～11時30分 **場** 早園地区センター **対** 未就学児と保護者

問 中央公民館 ☎77・8181



人材育成講座

「だがしや楽校生募集」

市民と交流する“だがしや楽校”開催に向けての新規登録者を募集します。だがしや楽校の活動紹介と交流会を行います。

時 6月11日(木) 13時30分～15時30分 **場** 中央公民館 **対** 16歳以上の方 **申** 6月8日までに同館



特別弔慰金の請求を受付中

戦没者などの遺族を対象に、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の請求受け付けを行っています。交付額は額面25万円、5年償還の記名国債です。

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金とは、日本の平和と繁栄の基礎となった戦没者などに、改めて国から弔慰の意を表すものです。

対 戦没者などが死亡した当時の遺族のうち、4月1日時点で「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受け取る方がいない方。次の順位に従い最も順位の高い遺族に支給。

- ① 4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
- ② 戦没者などの子ども
- ③ 戦没者などの父母・孫・祖父母・兄弟姉妹(順位が入れ替わる可能性あり)

④ 上記の①～③以外の戦没者などの三親等内の親族(甥、姪など。戦没者などが死亡するまでの間、引き続き1年以上生計を共にしていた方に限る)

申 令和5年3月31日までに請求書類を福祉総務課へ直接(要予約)

※今回から予約制になったので、気を付けてください

問 同課 ☎70・5613

